

## 新規航路開設等支援事業 補助金交付要綱

令和元年7月17日 副市長決定

令和2年4月1日 改訂

この要綱は、「新規航路開設等支援事業」にかかる補助金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### （目的）

第1条 この補助金は、神戸港における定期コンテナ航路の新規開設を促進することで、神戸港の利便性の向上を図ることを目的とする。

### （対象者）

第2条 補助事業の対象となる者は、外航コンテナ船社またはその日本代理店とする。

### （対象事業）

第3条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

#### （1）新規国際基幹航路開設支援事業

新規国際基幹航路とは、新たに開設される国際基幹航路であって、北米、欧州、中南米、アフリカ、豪州航路とする。

#### （2）新規航路開設支援事業

新規航路とは、新たに開設される外航コンテナ定期航路であって、国際基幹航路、韓国航路を除く航路とする。

2 前項において、航路改編等により、航路が統廃合されることで新たに開設される航路の場合、神戸港への1週あたりの寄港数が増加し、かつ、1週あたりの寄港船舶の船腹量の合計が、従前の航路と比較して増加していることを要する。

3 補助金の交付を受けようとする事業において、第1項に定める「新規国際基幹航路開設支援事業」については、阪神国際港湾株式会社の実施する「阪神港の集貨事業」に関する委託契約（以下「補助対象契約」という。）の締結の有無は問わないが、「新規航路開設支援事業」については、補助対象契約を締結する場合は、本要綱の適用を受けることができないものとする。

4 補助金の交付を受けるにあたっては、補助金の交付を受けようとする事業が、継続的に行われる事業であって、当該年度の3月において事業が継続されていることを要する。

なお、前年度交付決定を行った事業のうち、前年度交付決定分と合せて1年間となる期間について、当該年度に申請することができるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 新規国際基幹航路開設支援事業

新たに開設した航路について、1寄港あたり200万円以内。

(2) 新規航路開設支援事業

新たに開設した航路について、1寄港あたり12万円以内。

ただし、第3条第2項に該当する場合の補助金の額は、前2号の支援単価を、新たに開設される航路数で案分した金額とする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、当該年度の4月1日から2月28日までとする。

なお、交付決定前に実施した事業についても対象に含める。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書(様式第1号)を当該年度の12月18日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条による申請があった場合は、当該申請にかかる書類の内容を審査し、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)をもって申請者に通知するものとする。

(計画及び補助事業の変更等)

第8条 交付決定を受けた申請事業者(以下「補助金交付決定事業者」という。)は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業中止承認通知書(様式第7号)により、補助金交付決定事業者へ通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助金交付決定事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、補助事業実績報告書(様式第8号)を当該補助事業の完了後、3月12日までに市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、必要に応じて当該報告内容の根拠資料の提出を補助金交付決定事業者に求めるものとする。

3 補助金交付決定事業者は、前項の根拠資料の提出を求められたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、補助金交付額確定通知書(様式第9号)により、速やかに補助金交付決定事業者に通知するものとする。

(補助金等の請求)

第11条 補助金交付決定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた後、速やかに補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は30日以内に補助金を補助金交付決定事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助金交付決定事業者に通知するものとするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。